

＜「特別区制度（特論）」補足資料＞

「特別区制度（特論）」補足資料目次

～都区制度（東京の大都市制度）について～

○特別区制度をめぐる動き-----	5
-------------------	---

「1 都区制度（特別区制度）の概要」関係

<「◇ 都区制度（特別区制度）とは」関係>

○都と区市町村との分担関係（イメージ）-----	6
○東京都区部の人口集中度と歳出の大都市比較-----	6
○都道府県・市区町村人口順（R2.10.1 国勢調査）-----	7

<「◇ 都区の役割分担と財源の調整」関係>

○都区財政調整制度のあらまし-----	8
○都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要-----	11
○都区間の財源配分の状況-----	12
○区税と財調交付金の割合-----	12
○区域内の市町村財源と行政需要の比較（粗い試算）-----	13
○国会答弁にみる都区制度改革の趣旨-----	14
○都区の基本的性格等に関する平成 10 年地方自治法等改正の趣旨（国会質疑抜粋）-----	16
○都区財政調整関係協議の主な経緯-----	17
○特別区財政調整交付金算定の仕組み-----	18
○基準財政収入額の算定方法-----	19
○基準財政需要額の算定方法-----	19
○都区財政調整標準区の積算例-----	20
○基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例-----	21
○普通交付金区別算定額（令和3年度再調整後）-----	22
○歳入決算額と財調算定額との関係（令和2年度決算）-----	22
○都区財政調整基準財政需要額の推移-----	23
○都区財政調整協議等の流れ-----	24
○令和4年度都区財政調整区側提案事項-----	24
○令和4年度都区財政調整協議結果のポイント-----	25

<「◇ 特別区制度の歴史」関係>

○23区の変遷-----	26
○制度改革の歩み-----	27
○23区域の変遷-----	28
○都区制度改革の変遷-----	28
○特別区が求めた制度構想（「二十三首都市」の方式、首都行政制度の構想）-----	29

「2 平成 12 年改革の意義」関係

○平成 12 年都区制度改革-----	30
---------------------	----

○都区制度の概要	30
○都道府県と区・市の分担関係(イメージ)	31
○指定都市等の事務と特別区の手務の比較	32
○区政会館だより 特集 都区制度改革(平成 12 年 4 月)	33
○都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比	50
○地方自治法等の一部を改正する法律案想定問答(平成 12 年都区制度改革関係)	51
○地方自治法等の一部を改正する法律案想定問答<抜粋>(平成 12 年都区制度改革関係)	137

「3 平成 12 年改革以降の動き」関係

<「(1) 都区間の財源配分」関係>

○自治法上の都区の役割分担及び財源配分について	153
○都区間財源配分関連規定等	154
○令和 4 年度都区財政調整区別算定結果総括表(対当初見込み比較)	157
○都区間の財源配分等に関する特別区の見解 ～第 30 次地方制度調査会への特別区提出資料から抜粋～	158
○都区間財源配分を巡る都区協議の経緯	161
○都区財政調整関係主要 5 課題協議のポイント	167
○都区財政調整主要 5 課題の協議に関する申し入れ	168
○都が行う「大都市事務」についての検討結果(平成 17 年 7 月財調協議会幹事会)	177
○都が行う「大都市事務」についての考え方(区側資料)	183
○都が行う「大都市事務」の考え方・範囲(区側資料)	185
○都が行う「大都市事務」・都から示された内容の問題点(区側資料)	191
○都が行う「大都市事務」をめぐる都区の考え方の相違	193
○都区協議会での区長会会長発言(平成 18 年 2 月 16 日)	194
○主要 5 課題の整理に関する特別区長会会長コメント	195
○主要 5 課題の協議経緯(『都政研究』掲載内容)	196
○都区財政調整「主要 5 課題」協議決着の構図	202
○区立児童相談所に係る都区財政調整配分割合を巡るいくつかの論点	203
○特別区の児童相談所に係る配分割合協議の主な争点	208

<「(2) 都区のあり方検討」関係>

○都区のあり方検討の経緯	210
○都区のあり方に関する検討会における「とりまとめ結果」(H18.10)	223
○第 5 回都区のあり方に関する検討会議事要旨	224
○都区のあり方検討委員会幹事会 平成 22 年度検討状況報告	228
・都区のあり方検討委員会幹事会 平成 22 年度の検討状況 参考資料	235
・都区のあり方検討委員会幹事会会議経過	236
・都区のあり方検討委員会幹事会会議概要	239
・都区の手務配分に関する検討状況	261
・検討対象事務を選定するための基準	307
・検討対象事務リストの概要	309
・検討すべき事務を選定するための基準	310
・都区の手務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ	311
・特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等に関する 幹事会提出資料(一覧)	312

・特別区の区域のあり方に係る検討の視点について(都側資料)-----	322
・特別区の区域のあり方に関する論点(都側資料)-----	323
・特別区の区域のあり方に関する参考論点(区側資料)-----	325
・税財政制度に関する論点(区側資料)-----	329
○特別区の区域のあり方に関する考え方(都から示された論点に沿った整理)-----	330
○区が示した「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見-----	337
○検討対象事務評価シート(児童相談所の例)-----	339
○都区のあり方検討 移管検討対象事務(53 項目)一覧-----	343
○事務配分に関する都区の考え方(例) 公共下水道の設置・管理事務-----	345
○事務配分に関する都区の考え方 法令上区への移譲が可能とされている事務(第 11 回幹事会)-----	345
○東京の自治のあり方研究会「最終報告」(平成 27 年 3 月)について-----	346

<「(3) 児童相談所の設置自治体の拡大」関係>

○特別区の児童相談所設置に係る主な経緯-----	349
○特別区児童相談所移管モデルのポイント-----	351
○「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解(資料省略)-----	352
○「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見(概要版)-----	356
○「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見-----	358
○「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について(概要版)-----	365
○新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)概要(平成 28 年 3 月 10 日) -	367
○児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号)の概要-----	369
○児童相談所設置自治体の拡大に関する国の考え方-----	370

<「(4) 特別区制度調査会」関係>

○第二次特別区制度調査会報告(H19.12.11)のポイント-----	374
○「第二次特別区制度調査会報告」概要版-----	375
○第二次特別区制度調査会報告「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想-----	379
○地方交付税区別算定額の試算について-----	389
○「基礎自治体連合」による財政調整のイメージ-----	394

<「(5) 地方分権改革の流れの中で」関係>

○地方分権の推進に関する決議(平成 5 年 衆議院 6/3、参議院 6/4)-----	395
○地方分権改革推進委員会第 1 次勧告(平成 20 年 5 月 28 日)抜粋-----	395
○国、地方公共団体間の役割分担に関する地方自治法の規定(抜粋)-----	395
○「個性を活かし自立した地方をつくる」<概要> ～地方分権改革の総括と展望～(H26.6.24 地方分権改革有識者会議)-----	396
○大都市制度のあり方をめぐる各団体の主張-----	397
○地方制度調査会専門小委員会ヒアリング提出資料-----	400
・基礎自治体連合構想と都区制度の現状・課題(説明メモ)H24.3.16-----	400
・「とりまとめに向けた考え方について(その 2)(案)」に対する意見等(説明メモ)H24.11.7----	405
・第 30 次地方制度調査会第 18 回専門小委員会(H24.8.3)で示された 「都と特別区に関する検討の視点」に対する特別区の考え方 H24.11.7-----	407
○「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」 の要点(H25.6.25 第 30 次地方制度調査会)-----	410

○第30次地方制度調査会「答申」に対するコメント(抜粋)-----	410
○第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制 に関する答申」<抜粋>-----	411
○第30次地方制度調査会答申(H25.6.25)の意義-----	418
○大都市地域における自治制度の論点-----	418
○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告のポイント(R3.11.10)-----	419
○神奈川県「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」報告書のポイント(R3.11.26)-----	421
○特別区全国連携プロジェクト-----	422

「4 都区制度(特別区制度)のこれから」関係

○東京自治制度懇談会「議論の整理」(H19.11.20 最終報告)のポイント-----	423
○東京自治制度懇談会「議論の整理」(H19.11.20 最終報告)抜粋-----	424
○特別区の今後のあり方を考える ～都区双方の報告の意味するもの～-----	430
○第二次特別区制度調査会報告のポイントと課題 S 区政策研究会の概要から(H20.2.22)-----	438
○東京や大都市制度に関する記述等-----	456
○道州制ビジョン:東京圏をどうするのか(レジュメ)(H21.11.11)-----	458
○大阪における特別区の制度設計(いわゆる「大阪都構想」)のポイント-----	461
○大阪における特別区の制度設計(いわゆる「大阪都構想」)の概要-----	462
○特別区長会調査研究機構について-----	464

「(参考)特別区長会が東京都に求めている重点事項」関係

○特別交付金の算定に関する運用について-----	466
○令和3年度 特別区財政調整交付金(特別交付金)交付額一覧-----	471
○特別交付金の状況-----	472

(参 考)

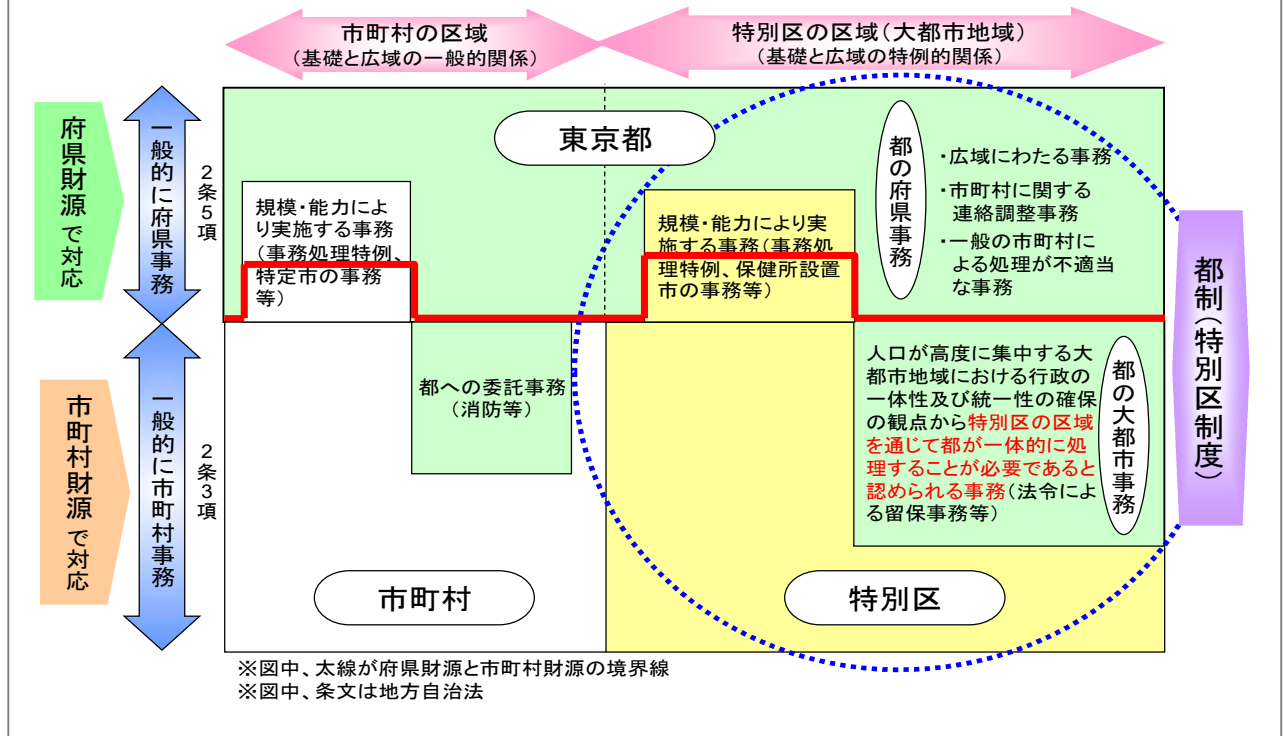
○特別区制度改革の歩みとこれから(令和6年1月29日 区長会事務局講演会講演要旨)-----	473
○特別区制度改革の歩みとこれから(令和6年1月29日 区長会事務局講演会参考資料)-----	501

<参 考 資 料>-----	555
----------------	-----

特 別 区 制 度 を め ぐ る 動 き

～10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31/1	2～
●S56.8 特別区政調査会「〔特別〕市の構想」 ●S59.6 都制度調査会「新しい都制度のあり方」 ●S61.2 都区合意「都区制度改革の基本的方向」 ●H2.9 22次地制調「都区制度に関する答申」 ●H6.9 都区合意「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」																						(H28.4 熊本地震) 東京2020オリンピック・パラリンピック → ●R3.7～ ●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決 大阪府で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11
●S47.10 15次地制調「特別区制度の改革に関する答申」 ●S50.4 特別区制度改革関連法施行																						(H23.3 東日本大震災) ●H24.9 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布 ●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決 大阪府で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11
●H10.5 都区制度改革関連法成立 ●H12.4 都区制度改革関連法施行 ●H12.4 清掃事務移管(収集・運搬は各区、中間処理以降は共同処理) ←可燃中間処理一組で共同処理(地域処理移行まで) → H18.4～「当分の間」一組で共同処理(その他関連課題整理) ←H18.3まで清掃事業従事職員は都から派遣 → H18.4～区職員に身分切り替え ●H12.4～国保統一保険料方式で対応(都の調整条例廃止に伴う自主調整) ●H13.4 区長会事務局、議長会事務局発足 ●H17.6 区政会館前橋移転 ●H19.4～研修所共同研修選択制導入(H19.9九段下に移転、H28.3秋葉原にR4.10九段下に復帰) ●H19.4～互助組合公費負担廃止 ●H19.3～後期高齢者医療広域連合発足 ●H22.4 特別区協議会公益財団法人化 ●H26.9 特別区全国連携プロジェクト開始 特別区長会調査研究機構設置 → ●H30.6																						●H24.9 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布 ●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決 大阪府で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11
●S50.4 都区財政調整配分割合変更 (40%⇒43%、S51.4～⇒44%) ＜移管等に伴う変更(追加配分のあり方は別途検討)＞ ●S6.11 都区双方の財政需要による配分割合の検討(都区の結果乖離) ●H11.3 大都市事務決算分析 (都区の結果乖離) ●H12.4～都区財政調整配分割合変更(44%⇒52%) ＜従前の44%+移管等変動経費＞ ＜主要5課題都区協議＞ ①今回反映させない清掃関係経費の財源配分への反映(搬運費等) ②今後の小中学校改築需要急増への対応(H10財調協議継続問題決着時の懸案) ③都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方(「協議案」の懸案) ④都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金の配分(「協議案」の懸案) ⑤制度改正等が生じた場合の配分割合の変更協議 ●H19.4～都区財政調整配分割合変更(52%⇒55%) ＜52%+三位一体改革+補助切替え＞ ●H12.4～都区財政調整配分割合変更(55%⇒55.1%) → ●R2.4 ＜児童相談所関連の特例的対応＞																						●H24.9 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布 ●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決 大阪府で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11
●H18.2 28次地制調「市町村の合併に関する答申」 ●H11.7 地方分権一括法成立 ●H12.4 地方分権一括法施行 ●H10.4 25次地制調「市町村の合併に関する答申」 ←平成の大合併(671市、2,558町村) ⇒ 786市、941町村 ●H11.5 特別区制度調査会発足 ●H19.12 「都の区」の制度廃止「基礎自治体連合」の構想 ●H20.6 特別区制度懇談会発足 ●H20.8 特別区制度研究会発足(以後2年ごとに報告) ●H25.6 30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」 ●H28.6 改正児童福祉法等公布 (H29.4から特別区の児童相談所設置が可能に) 世田谷区、江戸川区が児童相談所設置 → ●R2.4 (荒川区R2.7、港区R3.4、中野区R4.4、板橋区R4.7設置) ●H21.11～東京の自治のあり方研究会 ●H24.2～児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 ●H27.3 最終報告 ●H18.5～都区のあり方に関する検討会(検討の方向整理) ●H19.1～都区のあり方検討委員会 → (H23.12以降保留状態) ＜事務配分、区域のあり方、税財政制度＞ ●H21.11～東京の自治のあり方研究会 ●H24.2～児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 ●H28.6 改正児童福祉法等公布 (H29.4から特別区の児童相談所設置が可能に) 世田谷区、江戸川区が児童相談所設置 → ●R2.4 (荒川区R2.7、港区R3.4、中野区R4.4、板橋区R4.7設置)																						●H24.9 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布 ●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決 大阪府で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11
●H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院) ●H7.7 地方分権推進委員会発足 ●H10.4 25次地制調「市町村の合併に関する答申」 ←平成の大合併(671市、2,558町村) ⇒ 786市、941町村 ●H11.7 地方分権一括法成立 ●H12.4 地方分権一括法施行 ●H16～H18 三位一体の改革(国庫補助負担金、税源移譲、交付税) ●H19.4 地方分権改革推進委員会発足 ●H23.4 第1次一括法成立 ●H25.6 第3次一括法成立 ●H26.5 第4次一括法成立 ＜以後提案算定方式＞ ●H27.6 第5次一括法成立 ～第12次一括法公布 → ●R4.5																						●H24.9 大都市地域における特別区の設置に関する法律公布 ●H28.5 大阪市で特別区設置住民投票否決 大阪府で2度目の特別区設置住民投票否決 → ●R2.11

都と区市町村との分担関係（イメージ）



東京都区部の人口集中度と歳出の大都市比較

	人 口	人口密度 (人／ km ²)	昼夜間人口 比率	歳 出（千円）	一人当歳出 （千円）
東 京 都 区 部	9,644,079	15,367	129.8	3,916,271,750	406
札 幌 市	1,970,052	1,757	100.4	992,751,320	504
仙 台 市	1,090,263	1,386	106.1	520,569,286	477
さ い た ま 市	1,307,931	6,015	93.0	547,430,304	419
千 葉 市	980,203	3,607	97.9	456,067,538	465
川 崎 市	1,530,457	10,602	88.3	735,658,102	481
横 浜 市	3,748,781	8,609	91.7	1,765,970,570	471
相 模 原 市	722,828	2,198	88.3	296,379,255	410
新 潟 市	796,500	1,096	101.5	396,836,184	498
静 岡 市	691,185	490	103.0	313,612,705	454
浜 松 市	791,770	508	99.3	349,574,500	442
名 古 屋 市	2,327,557	7,129	112.8	1,217,190,222	523
京 都 市	1,466,264	1,771	109.0	765,989,198	522
大 阪 市	2,740,202	12,162	131.7	1,756,789,204	641
堺 市	827,971	5,526	93.6	415,724,995	502
神 戸 市	1,522,944	2,734	102.2	848,479,219	557
岡 山 市	720,865	913	103.6	325,774,791	452
広 島 市	1,199,365	1,323	101.4	626,662,840	522
北 九 州 市	940,141	1,912	102.3	550,110,942	585
福 岡 市	1,592,657	4,637	110.8	868,661,373	545
熊 本 市	739,393	1,894	102.2	398,501,331	539

※「人口」は各自自治体の推計人口（令和元年10月1日）

※「昼夜間人口」は平成27年国勢調査

※「歳出」は令和元年度普通会計決算

団体名	人口	順位
全国	126,146,099	
東京都	14,047,594	
特別区部	9,733,276	
神奈川県	9,237,337	
大阪府	8,837,685	
愛知県	7,542,415	
埼玉県	7,344,765	
千葉県	6,284,480	
兵庫県	5,465,002	
北海道	5,224,614	
福岡県	5,135,214	
横浜市	3,777,491	1
静岡県	3,633,202	
茨城県	2,867,009	
広島県	2,799,702	
大阪市	2,752,412	2
京都府	2,578,087	
名古屋市	2,332,176	3
宮城県	2,301,996	
新潟県	2,201,272	
長野県	2,048,011	
岐阜県	1,978,742	
札幌市	1,973,395	4
群馬県	1,939,110	
栃木県	1,933,146	
岡山県	1,888,432	
福島県	1,833,152	
三重県	1,770,254	
熊本県	1,738,301	
福岡市	1,612,392	5
鹿児島県	1,588,256	
川崎市	1,538,262	6
神戸市	1,525,152	7
沖縄県	1,467,480	
京都市	1,463,723	8
滋賀県	1,413,610	
山口県	1,342,059	
愛媛県	1,334,841	
奈良県	1,324,473	
さいたま市	1,324,025	9
長崎県	1,312,317	
青森県	1,237,984	
岩手県	1,210,534	
広島市	1,200,754	10
石川県	1,132,526	
大分県	1,123,852	
仙台市	1,096,704	11
宮崎県	1,069,576	
山形県	1,068,027	
富山県	1,034,814	
千葉市	974,951	12
秋田県	959,502	
香川県	950,244	
世田谷区	943,664	13
北九州市	939,029	14
和歌山県	922,584	
堺市	826,161	15
佐賀県	811,442	
山梨県	809,974	
浜松市	790,718	16
新潟市	789,275	17
福井県	766,863	
練馬区	752,608	18

団体名	人口	順位
大田区	748,081	19
熊本市	738,865	20
相模原市	725,493	21
岡山市	724,691	22
徳島県	719,559	
江戸川区	697,932	23
足立区	695,043	24
静岡市	693,389	25
高知県	691,527	
島根県	671,126	
船橋市	642,907	26
川口市	594,274	27
鹿児島市	593,128	28
杉並区	591,108	29
板橋区	584,483	30
八王子市	579,355	31
鳥取県	553,407	
姫路市	530,495	32
江東区	524,310	33
宇都宮市	518,757	34
松山市	511,192	35
松戸市	498,232	36
市川市	496,676	37
東大阪市	493,940	38
西宮市	485,587	39
大分市	475,614	40
倉敷市	474,592	41
金沢市	463,254	42
福山市	460,930	43
尼崎市	459,593	44
葛飾区	453,093	45
藤沢市	436,905	46
町田市	431,079	47
柏市	426,468	48
品川区	422,488	49
豊田市	422,330	50
高松市	417,496	51
富山市	413,938	52
長崎市	409,118	53
岐阜市	402,557	54
豊中市	401,558	55
宮崎市	401,339	56
枚方市	397,289	57
横須賀市	388,078	58
吹田市	385,567	59
岡崎市	384,654	60
一宮市	380,073	61
長野市	372,760	63
高崎市	372,973	62
豊橋市	371,920	64
和歌山市	356,729	65
北区	355,213	66
奈良市	354,630	67
川越市	354,571	68
高槻市	352,698	69
新宿区	349,385	70
大津市	345,070	71
中野区	344,880	72
所沢市	342,464	73
越谷市	341,621	74
いわき市	332,931	75
前橋市	332,149	76
旭川市	329,306	77

団体名	人口	順位
郡山市	327,692	78
高知市	326,545	79
那覇市	317,625	80
春日井市	308,681	81
秋田市	307,672	82
四日市市	305,424	83
明石市	303,601	84
久留米市	303,316	85
豊島区	301,599	86
盛岡市	289,731	87
目黒区	288,088	88
茨木市	287,730	89
福島市	282,693	90
青森市	275,192	91
津市	274,537	92
墨田区	272,085	93
水戸市	270,685	94
市原市	269,524	95
長岡市	266,936	96
八尾市	264,642	97
府中市	262,790	98
福井市	262,328	99
加古川市	260,878	100
港区	260,486	101
平塚市	258,422	102
下関市	255,051	103
徳島市	252,391	104
函館市	251,084	105
草加市	248,304	106
山形市	247,590	107
富士市	245,392	108
渋谷区	243,883	109
佐世保市	243,223	110
調布市	242,614	111
茅ヶ崎市	242,389	112
つくば市	241,656	113
松本市	241,145	114
文京区	240,069	115
大和市	239,169	116
佐賀市	233,301	117
春日部市	229,792	118
寝屋川市	229,733	119
上尾市	226,940	120
宝塚市	226,432	121
厚木市	223,705	122
八戸市	223,415	123
太田市	223,014	124
荒川区	217,475	125
呉市	214,592	126
伊勢崎市	211,850	127
台東区	211,444	128
西東京市	207,388	129
松江市	203,616	130

※以上20万人以上の団体

(以下、特別区のみ標記)

中央区	169,179	158
千代田区	66,680	415

指定都市20
 中核市62(標記60)
 施行時特例市23(標記18)
 (R4.1.1現在)

都区財政調整制度のあらまし

1 都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革^(注1)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

（注1）都区制度改革：平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

2 都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。（自治法第282条第1項）

3 特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この三税を「調整税」という）の収入額と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金^(注2)の合算額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。

このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層明確になりました。

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その使途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその使途を制限したり、条件をつけることはできません。

（注2）令和3年度から令和8年度までの間、財政調整交付金の財源となる。

4 都区間の協議

都区財政調整は、都税として徴収される三税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金を原資として、東京都の条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定められ、都の予算に計上されて、特別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会^(注3)という法定の協議組織の意見を聴く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

(注3) 都区協議会：地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関(自治法第282条の2)。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

5 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金の合算額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

配分割合は令和2年度都区財政調整協議において、児童相談所の設置を踏まえた特例的な対応として、令和2年度から0.1%増やし、55.1%となっています。

配分割合は、都区間の事務配分に応じて定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

$$\text{交付金の総額} = (\text{固定資産税} + \text{市町村民税法人分} + \text{特別土地保有税} + \text{法人事業税交付対象額} + \text{固定資産税減収補填特別交付金}) \times \text{一定割合} (55.1\%)$$

6 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5を乗じて得た額に相当する額です。

(1) 普通交付金

基準財政需要額^(注4)が、基準財政収入額^(注5)を超える区に対し交付されます。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日^(注6)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

(注4) 基準財政需要額：各特別区が標準の水準で行政を行う場合に必要経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の基準により算定したものをいう。

(注5) 基準財政収入額：各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。

(注6) 普通交付金の算定期日：毎年度4月1日現在により、算定する。

7 普通交付金の算定

(1) 算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

(2) 算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次の式で表されます。

$$\text{財源不足額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

(3) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である35万人規模の団体を想定し（これを「標準区」といいます。）、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の8費目、投資的経費には、その他諸費を除く7費目があります。

イ 算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

$$\boxed{\text{単位費用}}^{(\text{注7})} \times \boxed{\text{測定単位}}^{(\text{注8})} \times \boxed{\text{補正係数}}^{(\text{注9})}$$

測定単位とは、それぞれの費目ごとに、最も相関すると考えられる指標（人口や道路面積等）であり、それぞれの費目ごとに標準区で設定した必要経費を標準区の測定単位で割り返したもの（測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となります。）が単位費用です。

この単位費用に各特別区の測定単位の数値を掛け合わせて、それぞれの特別区の必要額を算出することになりますが、実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するわけではありません。

そこで、実際の姿とかけ離れた算定にならないよう、一定の補正を行うのが、補正係数です。

（注7）単位費用：標準区（特別区の標準的な人口規模である35万人の団体を想定したもの）における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額。

（注8）測定単位：費目ごとに、最も相関すると思われる指標として設定したもの（人口、道路面積、児童数等）。

（注9）補正係数：団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、測定単位の数値を補正する係数。

(4) 基準財政収入額の算定

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分以外は、見込額の85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。

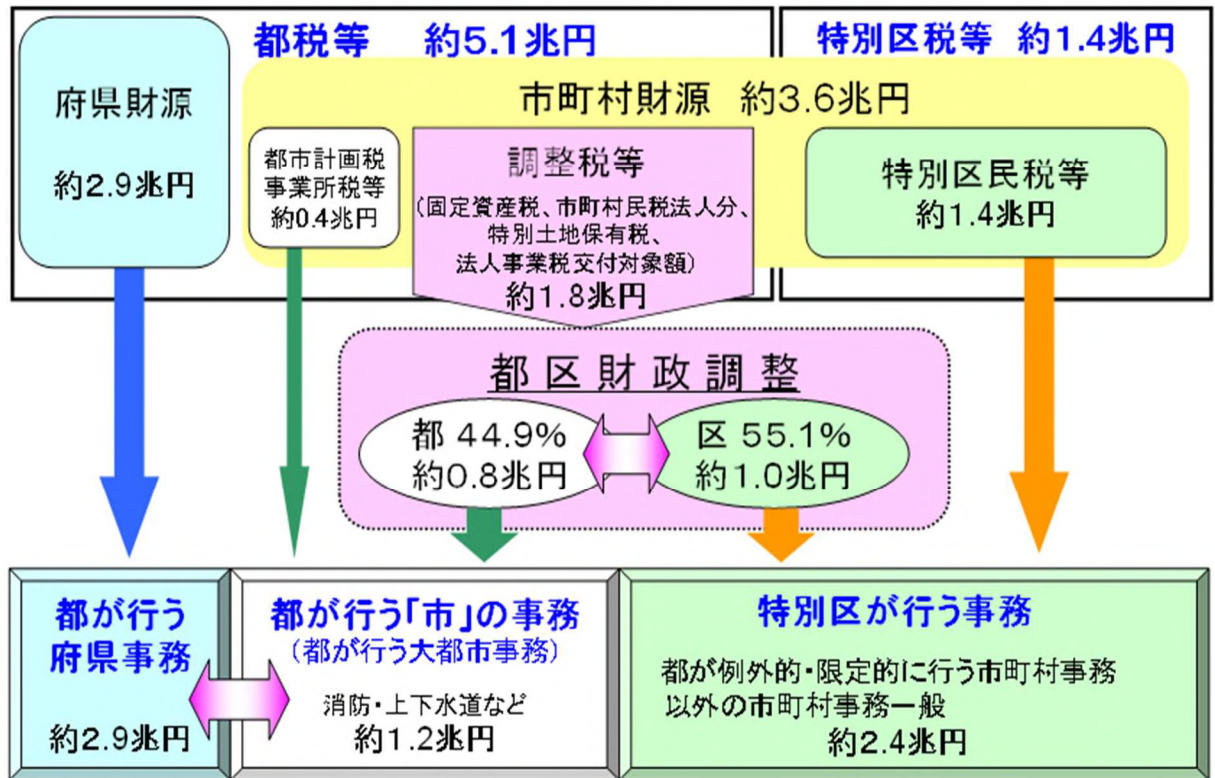
特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去3カ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = (\boxed{\text{標準的な地方税収入見込額}} \times 85\%) + \boxed{\text{地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分の見込額}}$$

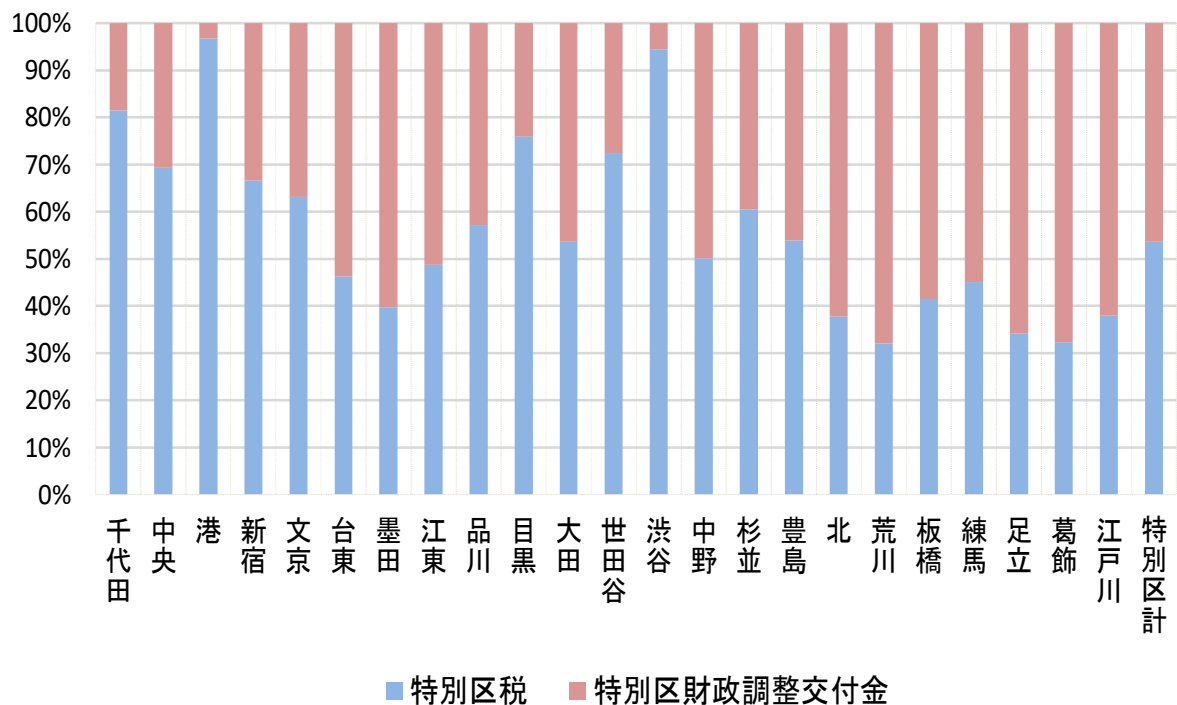
※数字は、令和2年度決算(単位:百億円)
表示単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。



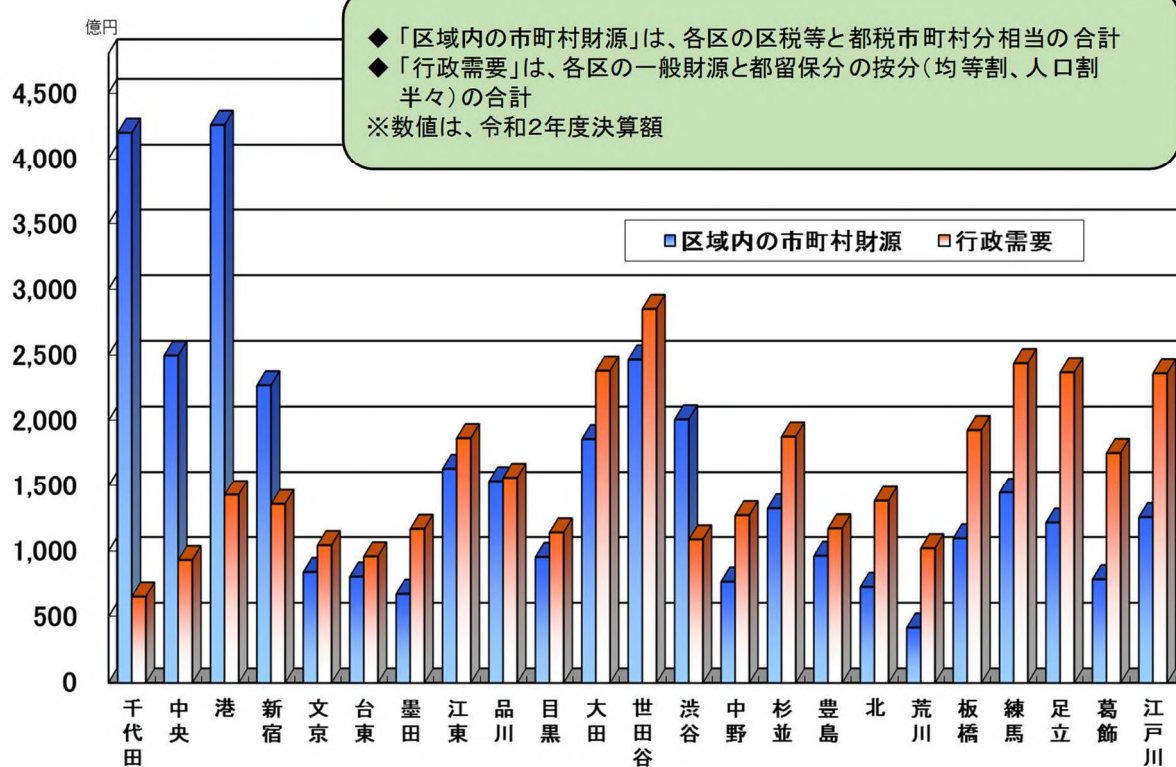
都区間の財源配分の状況(令和2年度決算)



(参考) 区税と財調交付金の割合(令和2年度)



区域内の市町村財源と行政需要の比較(粗い試算)



国会答弁にみる都区制度改革の趣旨

－ 都と特別区との役割分担と財源配分について －

※平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案に関する国会答弁

都区の役割分担の原則

①特別区は身近な行政を都に優先して行う

- <法改正の中で、都と特別区の位置付けをどのように明確にしたのかという趣旨の質問に対して>特別区が基礎的な地方公共団体として位置づけられますと、まず、特別区は、一般の市町村と同様に、住民に身近な地方公共団体ということで、住民に身近な行政を、いわば広域団体である都に優先して行うという役割分担の原則が明確にされるものと考えております。

[鈴木行政局長(衆4/2、下村博文)]

②都の「市町村事務」は限定される

- 都と特別区の役割分担、特に、都道府県としての都でなくて、市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こういうことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存する区域における行政の一体性、統一性の観点から、要するに、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う、こういう考え方でございます。

[鈴木行政局長(衆4/7、太田昭宏)]

- <特別区を基礎的自治体として位置づけ、都から特別区への事務・権限と財源の移譲をして特別区の自治権を拡充するという今回の法改正の趣旨は尊重されるべきで、大都市の一体性・統一性の観点からの都が行う事務というのは、今後出てきたとしても非常に限定されたものになると思うがいかがかという趣旨の質問に対して> 今のお話の趣旨に沿いまして、大都市の一体性、統一性の観点から都に留保される事務は限定的であるべきだ、このように考えております。

[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

③法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決まる

- まず、二百八十一条の二の、一体的に処理する必要がある事務かどうかということにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として、一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものでありますが、法令に根拠を要する事業につきましては、当該法令の趣旨、目的等を踏まえた上で、この原則の上に立って法令において明らかに規定する、こういうことになります。

なお、法令に根拠のない一般公共事務でございますが、それにつきましては、新たにこの二百八十一条の二の役割分担の原則に沿って客観的に判断されるべきものでありますが、具体的には、都と特別区の間協議によって決まってくる、このように考えております。

[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

都区の財源配分の原則

①特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する

- 今回の法改正におきましては、具体的には二百八十二条の第二項でございますが、この都区

財政調整制度は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付するのだということを法律上明記いたしております、ということから申しますと、今委員がおっしゃいましたような事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応いたしましても、こういう規定を置くことによりまして、都区財政調整制度において財源保障がされることになると考えます。

具体的には、この特別区に配分される割合が、もちろん事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応して変更されるということになると考えますので、そういう意味でも財源保障はされるのではないかとこのように考えておる次第でございます。

〔二橋財政局長（衆4／2、畠山健治郎）〕

②都に留保される事務の財源を都に留保する

- <都区財政調整制度は、特別区の財源保障とともに都が行う市町村事務の財源を保障するためのものと考えて良いのかという趣旨の質問に対して>今回の改正で特別区は基礎的な地方公共団体として位置づけられることになりましたが、なお、消防あるいは上下水道等の事務は法令で都に留保されることになります。この都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。

そういうことから、調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされるわけでございまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、要するに都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つということでございます。

〔二橋財政局長（衆4／7、中島武敏）〕

③配分割合については都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める

- 今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけでございますが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしております、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどのように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけでございまして、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それにに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。

〔二橋財政局長（衆4／7、石井紘基）〕

- いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけでございますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思います。

自治省といたしましては、この都区財政調整制度の運用に当たりまして、今回の法改正の趣旨も踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の二百八十二条で、助言・勧告等を行うという規定が自治大臣にございます。そういうことによりまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

〔二橋財政局長（衆4／7、太田昭宏）〕

都区の基本的性格等に関する平成 10 年地方自治法等改正の趣旨（国会質疑抜粋）

平成 10 年 4 月 2 日 第 142 回国会 衆議院地方行政委員会議録第 10 号から抜粋

○西川太一郎委員 …今回新たに 281 条の 2 が設けられたわけでありすけれども、これによって都区の役割の分担に指針が与えられたというふうに理解をいたすわけでありす。

これまで、都と特別区の役割分担というのは、行政責任がある意味では不明確であった、こういうふうに言えると思います。これの新設によって大きな効果を持つというふうに感ずるわけでありすけれども、この新しい条文の中で、特別区は基礎的な地方公共団体と明確に位置づけられている。このことは非常に大事でありまして、これによって特別区は東京都の内部団体的な性格を払拭されて、名実ともに基礎的な地方公共団体になる。言わずもがなのことでありすけれども、これに対して御所見を伺いたい、こういうことでありす。

○鈴木政府委員（自治省行政局長） お答えいたします。

特別区が基礎的な地方公共団体としてそういう実質を備えるということで考えてみますと、二つの要件があると思います。一つは、都の内部団体としての性格が払拭されること、もう一つは、原則として、法制度上、住民に身近な事務を処理する地方公共団体として位置づけられること、この二つが必要であると考えております。

今回の制度改革後の特別区につきましては、今ほど大臣から御説明ございましたが、廃置分合、境界変更の発議の権能が特別区に付与される。また、都の調整条例というものの規定が廃止される。またさらに、いわゆる区長委任条項というものが廃止される。さらに都区財政調整制度の見直しが行われ、自主性、自立性の観点からの改正を行うということでございまして、立法面から、また行政面から、また財政面から、いずれにいたしましても、一般の市町村と遜色のない状態に至るということでございまして、都の内部団体としての性格は払拭されるものと考えております。

また、事務の面でも、改革後の特別区に対しましては一般廃棄物の処理に関する事務などが移譲されて、大都市の一体性、統一性の確保の観点から都に留保される事務はございすけれども、一般の市町村が処理する事務は、大半特別区が処理するということになります。

こういうことで、特別区は、基礎的な地方公共団体としての実質を備えるということでございまして、いわば自己決定、自己責任ということで、それだけ責任も重いものであると考えております。

○西川（太）委員 …同じ条文の中で、今度は東京都について、特別区を包括する広域の地方公共団体という位置づけをされたわけでありすけれども、これは、従前の都の性格と変わるものなのでしょうか。どういう理解をしておりますでしょうか。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきましては、特別区の性格の変更を行いまして、今ほど申し上げましたように、地方自治法上、特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけようとするものでございす。これに伴いまして、都は、特別区の存する区域において、基礎的な地方公共団体ではなく、特別区を包括する広域的な地方公共団体としての性格に徹することになるものである、このように考えております。

○西川（太）委員 ただいま二つの質問に対する局長の御答弁を伺いますと、今回の改正によって特別区の自主性、自立性が強化される、これは大変意義深い重要なことである。しかし一方で、一つの大都市としての一体的に発展してきた経緯というものが二十三区にあるわけでありすけれども、これが都区制度を論ずる上には非常に大事だと私は思っております。大都市としての一体性や統一性の確保ということを欠いてしまった都区制度の改革というのは、これは困るわけでありす。

この大都市の一体性、統一性の確保というものに対して今回の法改正ではどういう御配慮をなさったのか、改めて伺いたいと思います。

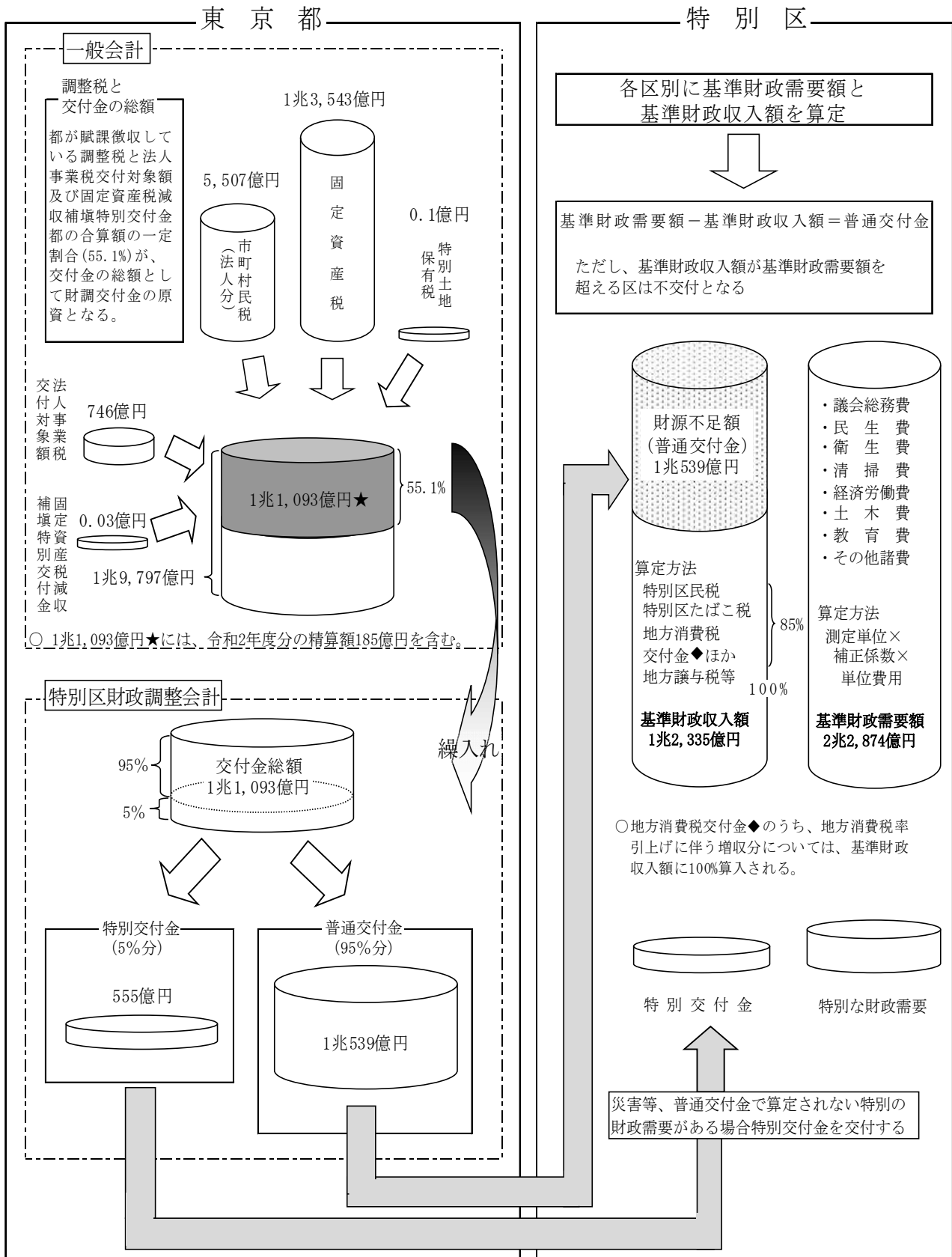
○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきまして、大都市行政の一体性、統一性の確保という観点から申し上げますと、例えば消防、上下水道などの事務は引き続き都において処理することといたしております。また、都知事の特別区に対します必要な助言・勧告の制度、また都区協議会というものの制度を残しまして、都と特別区の間、また特別区相互間の十分な連絡、連携、調整のもとに事務が円滑に処理されるようにしているところでありす。

あわせて、特別区の財政運営の自主性を高めるための見直しを行った上で、都区財政調整制度につきましてもこれを残しまして、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、大都市行政の一体性、統一性を確保するため、行政水準の均衡を図ること、このようにいたしております。

都区財政調整関係協議の主な経緯

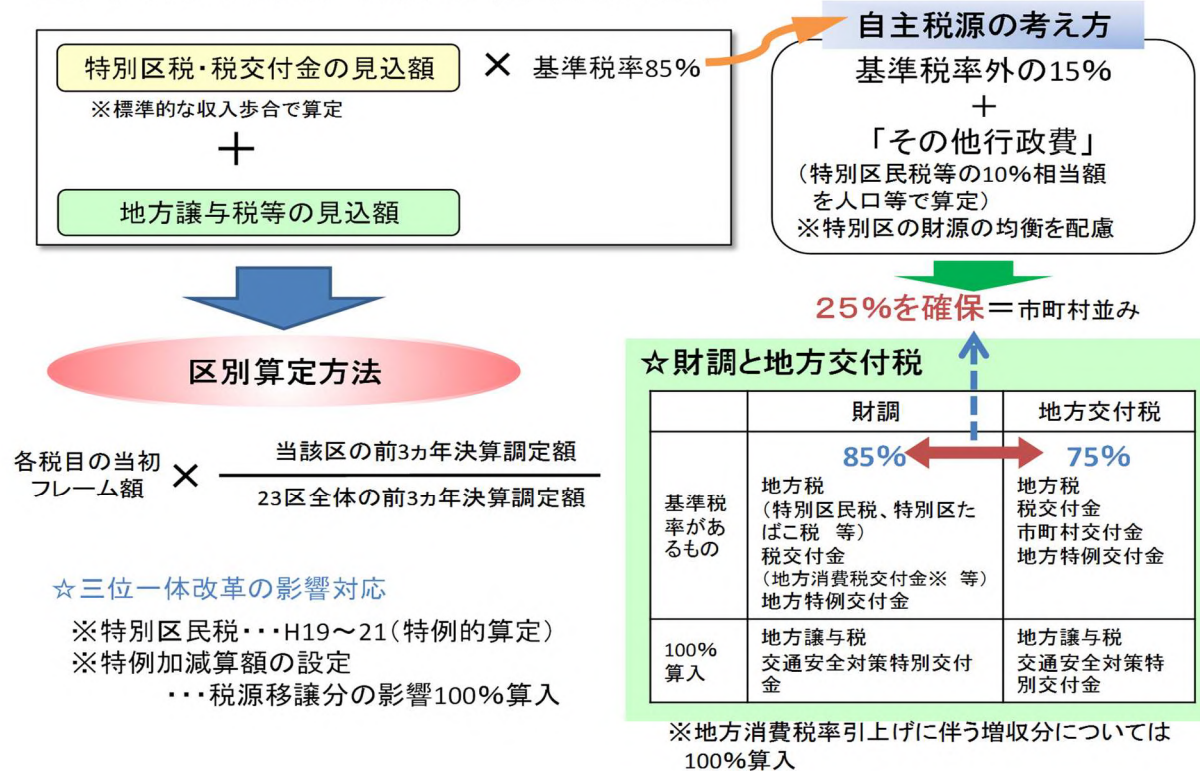
年 次	都 区 間 配 分	需要算定（区間配分）
昭和 5 0 年 （都区制度改革）	移管等に伴う変更 （40%⇒43%、44%） ※配分のあり方は別途検討	一件算定⇒単位費用化
昭和 5 4 年～ （都財政再建）	都区双方の決算を基礎に配分検討 ※分析結果は合意に至らず、引続きの検討課題に	都補助金の財調振替え
平成 4 年～ （バブル崩壊の影響）		需要算定の繰延べ措置
平成10年度財調⇒繰延べ措置の決着 ※小中学校改築経費の財源措置は都区制度改革時に協議		
平成 1 0 年 （自治法改正）	大都市事務決算分析 ※分析結果は合意に至らず （方式自体の限界）	
平成 1 2 年 （都区制度改革）	清掃事業の移管等に伴う変更 （44%⇒52%） ※配分割合の変更事由を確認 （税財政制度の改正・役割分担変更等） ※役割分担を踏まえた財源配分のあり方は別途協議（主要 5 課題）	需要算定の改善合理化 普通交付金 95%⇒98%
平成 1 5 年～	主要 5 課題協議 ※都の大都市事務分析の結果は合意に至らず ※財源配分のあり方は、今後の都区のあり方の検討結果に従い整理	
平成 1 9 年	当面の配分割合決着 （52%⇒55%） ・三位一体改革の影響 2% ・都補助金の区自主事業化 1% 都区のあり方検討を開始 （事務配分、区域、税財政）	特別交付金 2%⇒ 5% 区側の自主的な調整結果反映の取組みを強化
令和 2 年～	児童相談所の設置に伴う協議 （55%⇒55.1%） ※特例的な対応として令和2年度から配分割合を55.1%とし、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議	

特別区財政調整交付金算定の仕組み

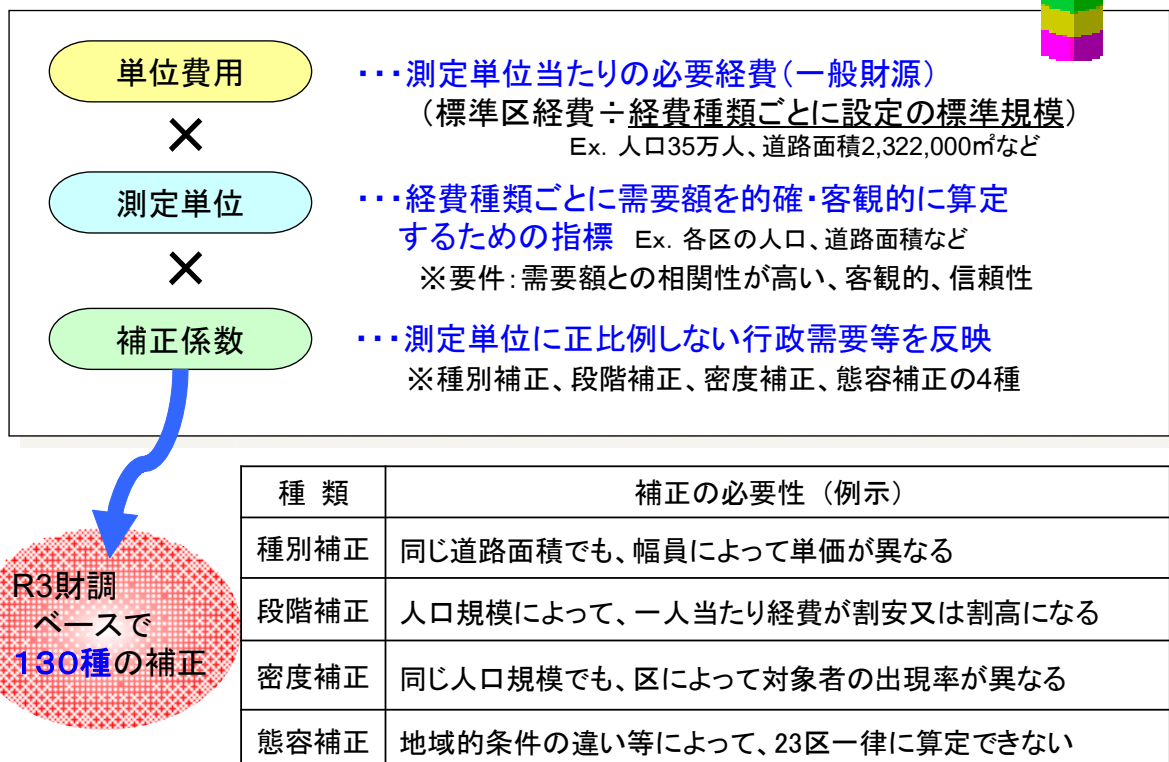


※図中の数値は、令和4年度フレーム(都区財政調整方針に基づく算定見込み額)に基づく数値である。
 ※端数の調整により合計が合わない場合がある

基準財政収入額の算定方法



基準財政需要額の算定方法



都区財政調整標準区の積算例(経常的経費・土木費・公園費)

事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	公園維持管理費	給 与 費	139,705,468 円	@7,613,377 × 18.35 人	139,705,468 円	
		職員手当等	1,308,720	時間外勤務手当 @2,870 円 × 456 時	1,308,720 円	
		旅 費	448,658	普通旅費 @511 × 878 回	448,658 円	
		需 用 費	13,013,000	消耗品費	807,000 円	
				光熱水費	12,048,000 円	
				電気料	5,806,000 円	
				水道料	6,242,000 円	
				修繕料	158,000 円	
		役 務 費	49,538,540	園内芝生管理等	48,597,430 円	
				通信運搬費	941,110 円	
		委 託 料	132,999,050	清掃関係委託	129,077,050 円	
				遊具点検委託	3,922,000 円	
		使用料及び賃借料	1,046,000	貨物自動車借上料	1,046,000 円	
		工事請負費	105,714,000	改良工事	98,089,000 円	
				詰所経費	7,625,000 円	
		原 材 料 費	1,505,000	砂利、セメント、木材、洗砂等	1,505,000 円	
		備品購入費	1,605,000		1,605,000 円	
		計	446,883,436			
	公衆便所維持管理費	需 用 費	4,724,000	光熱水費	2,840,000 円	
				電気料	102,000 円	
				水道料	2,738,000 円	
				消耗品費	1,884,000 円	
			役 務 費	29,510,000	公衆便所清掃	29,510,000 円
			工事請負費	756,000		756,000 円
計	34,990,000					
合 計 A		481,873,436				
特定財源	使用料及び手数料	31,938,000	公園使用料 @1,473,400 × 12 月	17,680,800 円		
			公園占用料 @1,188,100 × 12 月	14,257,200 円		
合 計 B		31,938,000				
差引一般財源 C = A - B			449,935,436 円			
数 値 D			300,000 m ²			
単 位 費 用 C/D			1,500 円			

※	種別補正(単位当たり経費)	一般公園 1,130円	河川敷公園 553円	児童公園 1,308円
	段 階 補 正	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部 ⇒ 固定費 196,941,059円(総経費の0.438%)		

基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例

(令和4年度)

【標準区】…人口35万人の特別区を想定

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

基準的経費	
社会福祉総務費	664,531,886円
地域福祉計画作成	1,482,250円
基準的経費合計 A	10,649,028,346円
特定財源	
分担金及び負担金	25,289,095円
国庫支出金	3,628,794,000円
特定財源合計 B	5,466,375,095円
差引一般財源 C = A - B	5,182,653,251円
測定単位の数値 D	350,000人
単位費用 E = C / D	14,808円

標準区とは、単位費用を算出するために、人口等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。

次の補正係数の連乗加算

- ・ 段階補正係数(a) ----- 1.042
固定費の影響を補正
- ・ 密度補正係数 I (b) --- 0.985
心身障害者福祉手当及び難病手当支給件数の多少による経費の増減を補正
- ・ 密度補正係数 II (c) --- 1.013
自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少による経費の増減を補正
- ・ 態容補正係数 I (d) --- 1.000
福祉型児童発達支援センターの管理運営経費を加算

・ 連乗加算の方法

$$a + (b-1) + (c-1) + (d-1)$$

【A区（人口215,361人）の基準財政需要額】

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} = \text{算定額}$$

$$14,808\text{円/人} \times (215,361\text{人} \times 1.040) = 3,316,622\text{千円}$$

R4. 4. 1現在
日本人人口+外国人人口

補正後の測定単位の数値
223,975人

経常的経費	
議会総務費	6,978,939千円
民生費	
社会福祉費	3,316,622千円
老人福祉費	3,503,224千円
生活保護費	3,642,811千円
投資的経費	
合計	60,368,712千円

【A区の基準財政収入額】

23区全体の基準財政収入見込額
× A区の決算調定額のシェア

特別区民税 894,642,466千円 × シェア
軽自動車税環境性能割 344,055千円 × シェア

合計 21,154,245千円

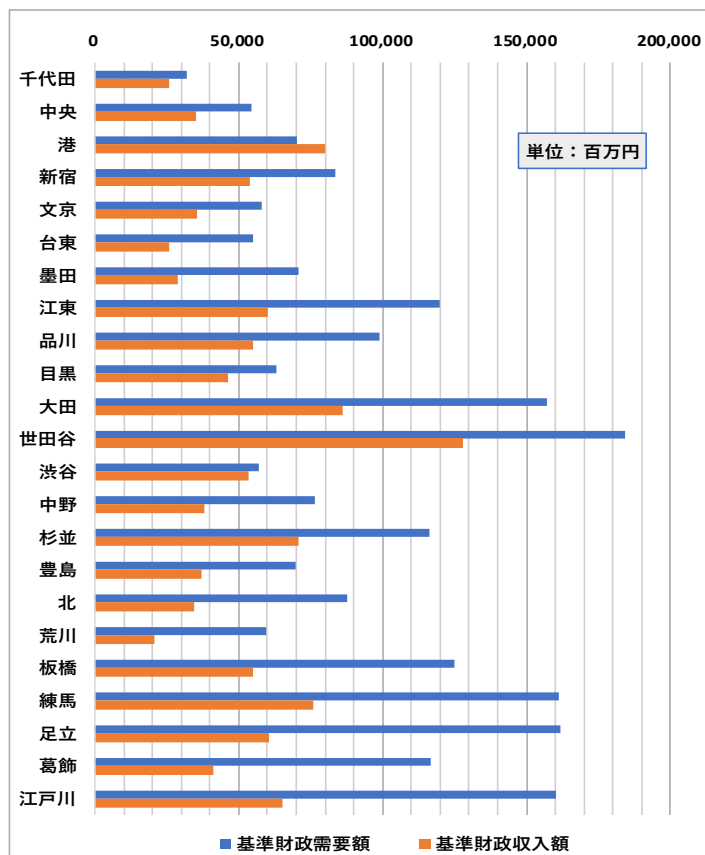
【A区の普通交付金算定】

$$\begin{aligned} \text{普通交付金 (= 財源不足額)} &= \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} \\ 39,214,467\text{千円} &= 60,368,712\text{千円} - 21,154,245\text{千円} \end{aligned}$$

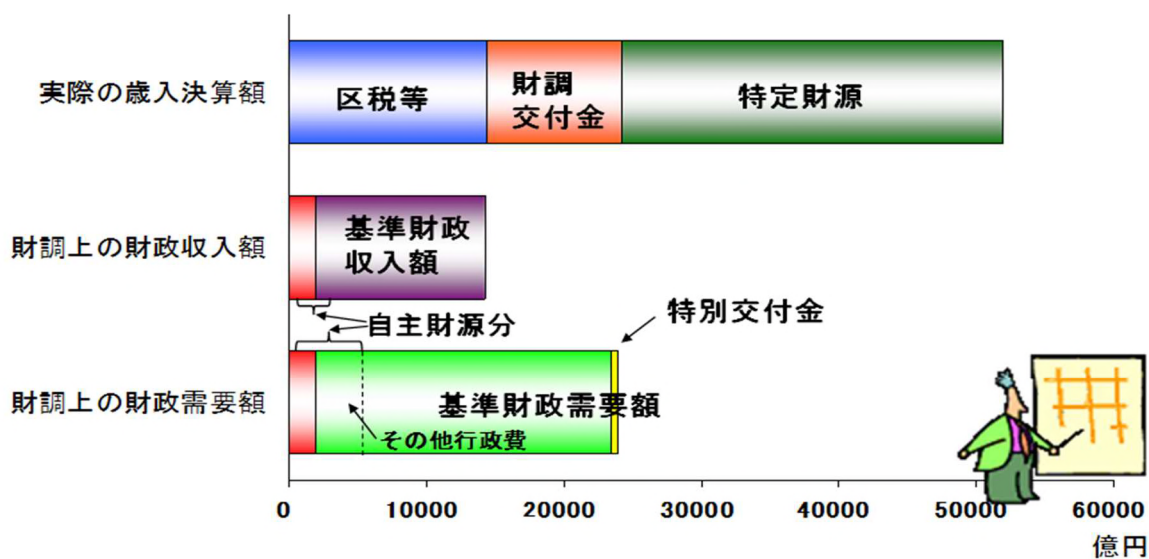
普通交付金区別算定額（令和3年度再調整後）

単位：百万円

	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付金
千代田	31,762	25,829	5,933
中央	54,565	34,851	19,714
港	70,091	79,997	0
新宿	83,444	54,132	29,312
文京	57,925	35,659	22,266
台東	54,805	25,961	28,844
墨田	70,715	29,067	41,648
江東	120,086	59,953	60,133
品川	98,927	54,818	44,109
目黒	63,134	46,138	16,996
大田	157,254	85,870	71,384
世田谷	184,318	127,791	56,527
渋谷	57,107	53,440	3,667
中野	76,208	38,218	37,990
杉並	116,393	70,604	45,789
豊島	69,627	36,985	32,642
北	87,706	34,718	52,988
荒川	59,749	20,867	38,883
板橋	125,027	55,175	69,852
練馬	161,160	75,832	85,328
足立	161,692	60,696	100,997
葛飾	116,751	41,272	75,480
江戸川	160,043	64,912	95,131
計	2,238,491	1,212,783	1,035,614

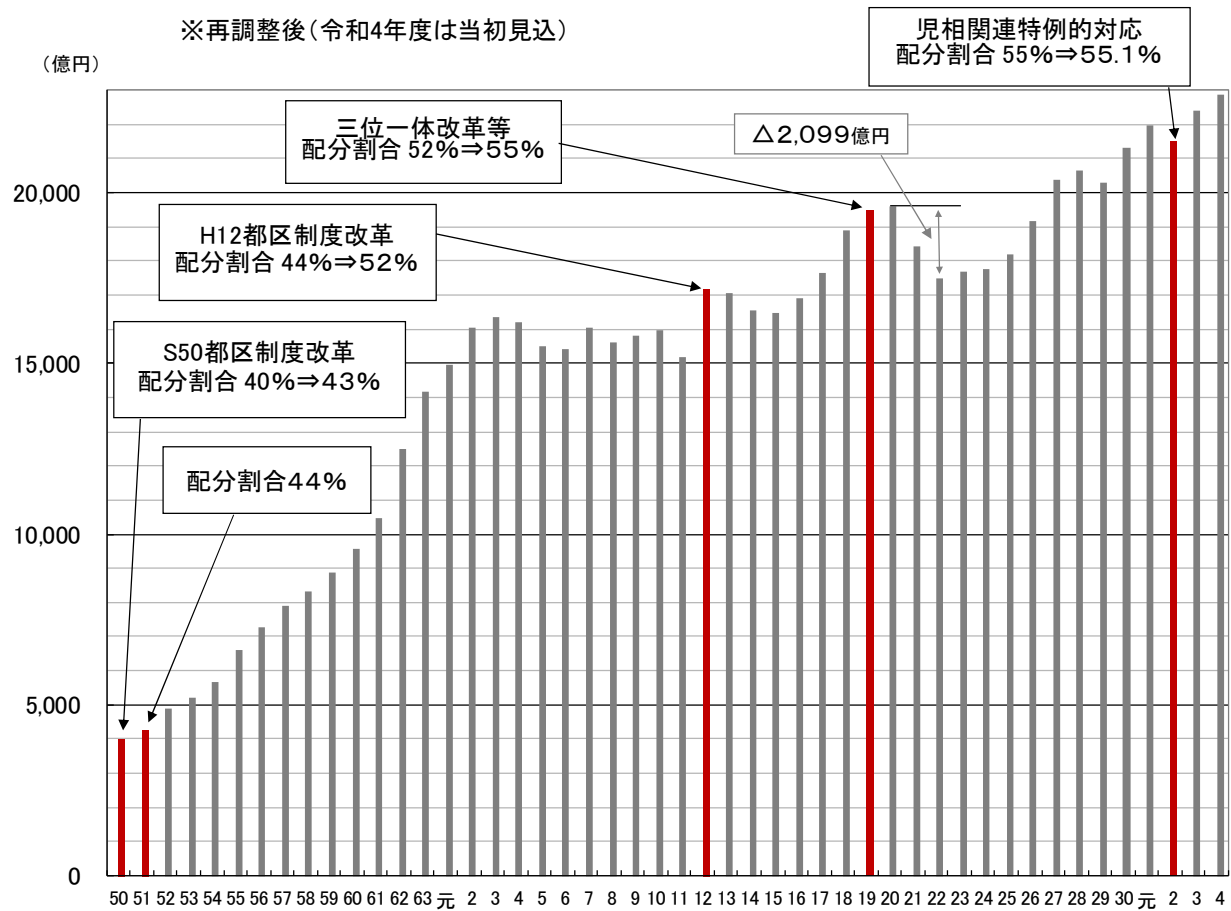


歳入決算額と財調算定額との関係（令和2年度決算）

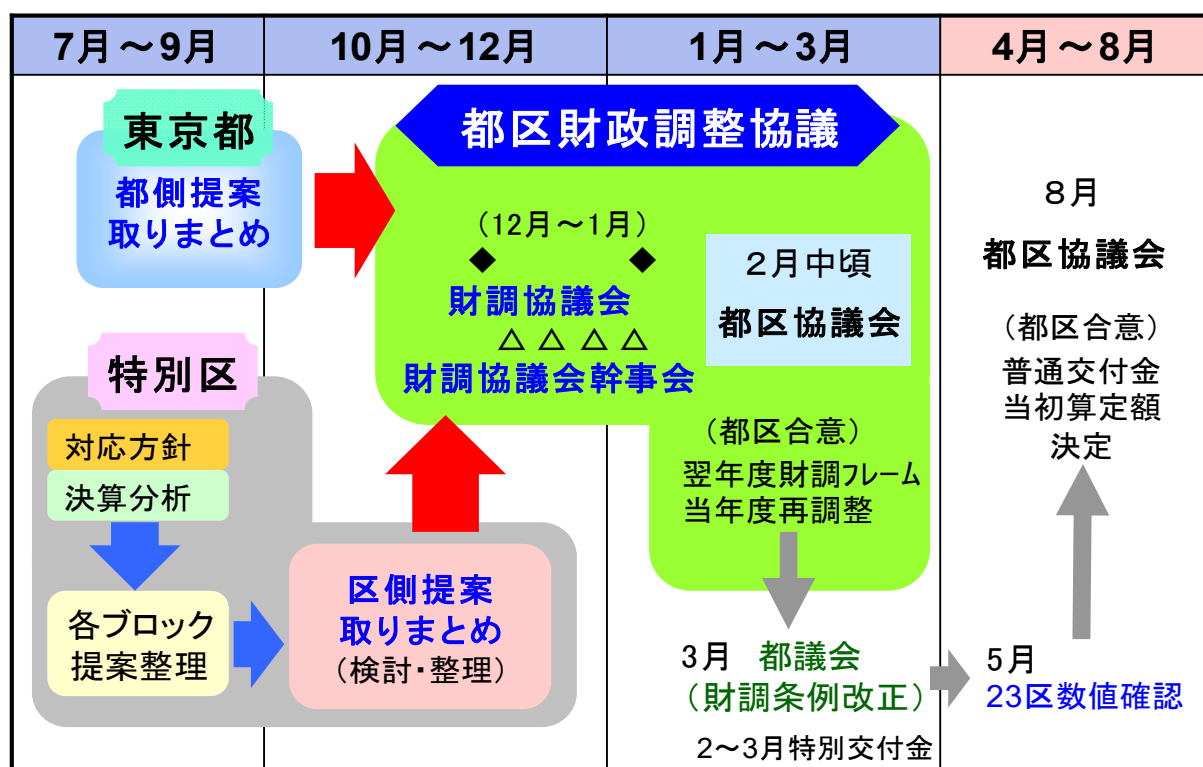


都区財政調整基準財政需要額の推移

※再調整後（令和4年度は当初見込）



都区財政調整協議等の流れ



令和4年度都区財政調整区側提案事項

- **大規模な税制改正や都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと**
- 保育所等の利用者負担の見直しなど特別区の実態を踏まえ、**主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。**
- 特別交付金、都市計画交付金について、課題解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和4年度都区財政調整協議結果のポイント

◇新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響など、見通しが難しい状況の中での協議

基準財政収入額 1兆2,335億円（前年度比 208億円増 1.3%）
基準財政需要額 2兆2,874億円（前年度比 1,448億円増 6.8%）
交付金の総額 1兆1,093億円（前年度比 1,241億円増 13.3%）

◇変更事由に該当する状況が無いため、配分割合の見直しは主張せず

＜参考＞ 平成12年3月28日 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」

（例）平成12年度 44 ⇒ 52%（清掃事業の移管ほか 8%）

平成19年度 52 ⇒ 55%（三位一体改革の影響 2%、都補助事業の区自主事業化 1%）

令和2年度 55 ⇒ 55.1%（特例的な対応として 0.1%）

◇既算定経費の全般的な検証により、35人学級への対応や耐震診断支援等事業費など区側の自主的な調整結果を相当程度反映

（新規10、算定充実7、見直し3、算定方法改善等6、その他3）

＜参考＞ 令和4年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（令和3.6.16区長会総会決定）

「自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。」

◇都区財政調整協議上の諸課題については、下記のとおり

○特別交付金

（特別交付金の割合の引き下げ）

- ・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げることを求めた。
- ・しかしながら、都側は、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要である。」などと主張し、協議が整わなかった。

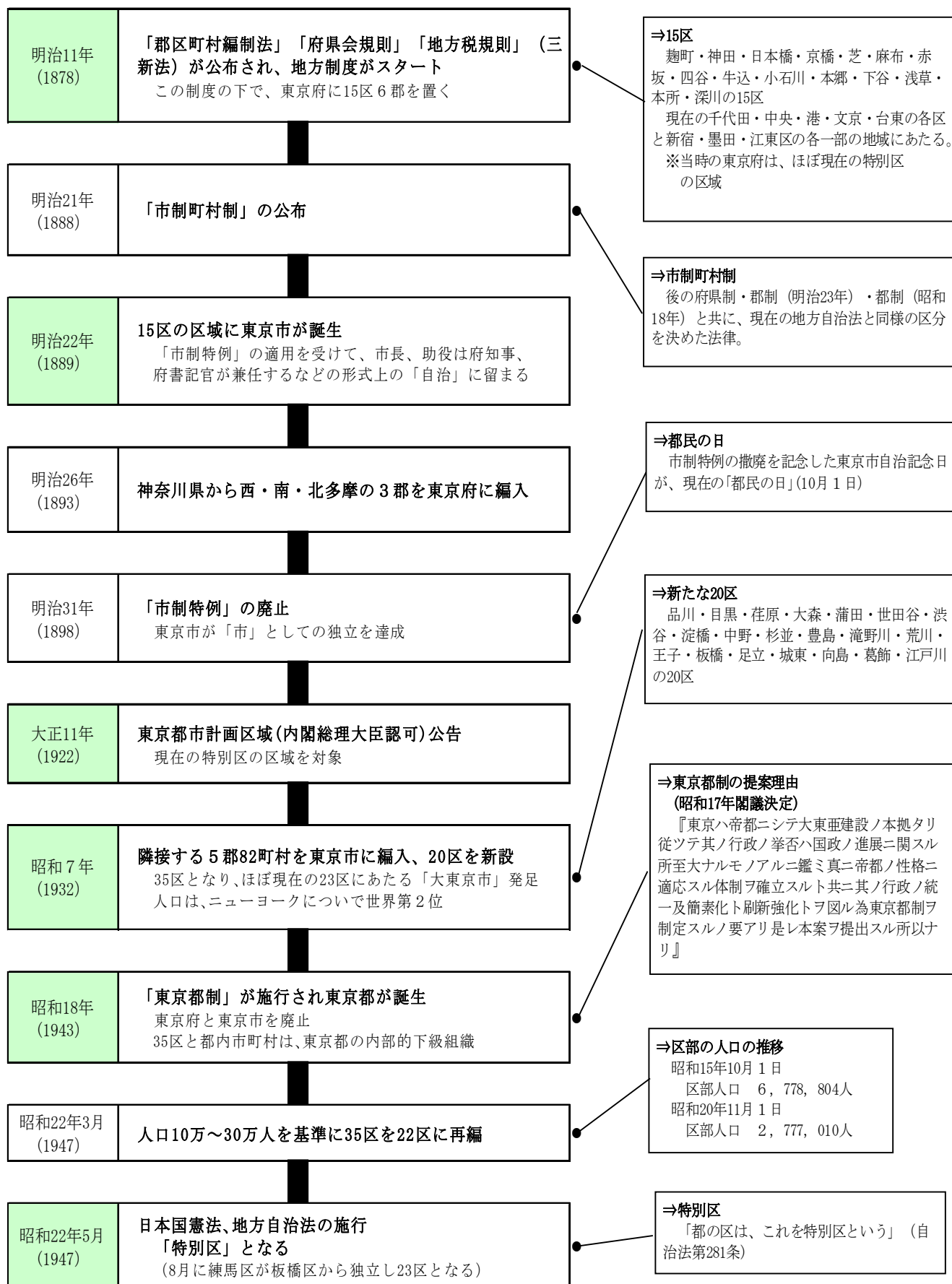
（算定の透明性・公平性の向上）

- ・区側で実施したアンケート調査で、特別交付金の算定に係る都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない運用ルール of 明確化を昨年度に引き続き求めた。
- ・具体的には、都側が統一对応として算定除外としている事業を、毎年度各区に提示することを主張した。
- ・都側は、現行の算定ルールは算定の透明性・公平性の観点から、そもそも大きな問題はないと考える。算定除外事業については、各区に対して伝えているため、協議を経ずとも、区側で情報共有すれば実現すると主張し、協議が整わなかった。

○都市計画交付金 ※令和4年度予算200億円（都市計画税2,635億円）

- ・制度の抜本的な見直しや、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することなどを求めた。
- ・しかしながら、都側は、「各区から直接、現状や課題などを聞きながら対応する」などと主張し、具体的な議論ができなかった。

2 3 区 の 変 遷



制 度 改 革 の 歩 み

昭和22年	特別区の誕生 原則として市と同一の機能 地方自治法制定（昭和22年5月3日 日本国憲法と同時施行） ・基礎的自治体である特別地方公共団体に位置づけ ・区長は公選 ・事務の多くは都に留保
昭和27年	区長公選制廃止など自治権が大幅に制限 自治法改正により、昭和27年9月1日から ・都の内部的団体に位置づけ ・区長公選制廃止（都知事の同意を得て区議会が選任） ・事務が制限列举（それ以外の事務は都）
昭和39年	事務権能が強化 自治法改正により、昭和40年4月1日から ・福祉事務所等列举項目が10から21に増（一部は概括例示へ） ・地方税法上の課税権を獲得する ・ごみの収集・運搬は特別区の手務（別に定める日まで都が処理）
昭和49年	区長公選復活、事務の処理は原則として市並み 自治法改正により、昭和50年4月1日から ・都が処理する事務（消防・水道・清掃等）を除く「市」の事務、保健所設置市の事務等を移管 ・都配属職員制度の廃止
昭和56年8月	「『特例』市の構想」を提示（特別区政調査会答申） 特別区を普通地方公共団体に改めることを提言
昭和61年2月	「都区制度改革の基本的方向」を都区合意 特別区を普通地方公共団体に位置づけ、清掃事業をはじめとした事務の移管を合意
平成2年9月	第22次地方制度調査会答申 特別区を基礎的自治体（特別地方公共団体）に位置付け、事務事業の移譲等一括実施を答申
平成4年10月	都区制度改革に関する中間のまとめ 地方制度調査会答申を踏まえて検討した途中経過を都区で発表
平成6年1月	「新しい23区」実現大会開催 地方分権が叫ばれる中で開催、自治大臣が大会に初出席
平成6年5月	清掃移管を都が提示 特別区に清掃事業の全責任、特別区は大筋において了承
平成6年9月	「都区制度改革に関するまとめ」を都区合意 「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を都区間で正式に合意
平成6年12月	自治大臣へ法改正要請 関係者間の合意も得、自治大臣に正式に法改正を要請し受理された
平成7年2月	特別区制度改革実現決起大会開催 住民代表が、国会議員に対し法改正を要請
平成10年	特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけ 自治法改正により、平成12年4月1日から ・特別区の内部団体性の払拭 ・一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管 ・都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化
平成12年3月	都区制度改革実施大綱の決定 都区協議会において実施大綱を都区双方で確認のうえ決定
平成12年4月	制 度 改 革 の 実 現 基礎的な地方公共団体

昭和22年3月17日 第92回帝国議会貴族院特別委員会補足説明

●鈴木俊一政府委員（内務省行政課長）
 都内の区なり市町村と云うものは、矢張り是が基礎的な団体であつて、他の府県の市町村と同じ性格のものである。都は其の上に立つ所の複合的な団体である。即ち性格として道府県と同じものであると云う風に規定して居るのであります。

昭和27年6月18日 第13回国会参議院地方行政委員会

●岡野清豪国務大臣
 地方自治法制定の際は、特別区は憲法上の地方公共団体として発足したものでありますが、その後の特別区の制定に鑑みまして、都道府県市町村とはその性格が異なっておりますので、今回改正を加えまして、憲法上の本来の地方公共団体ならざるものとして立案いたしましたのであります。従いまして区長公選制を廃止いたしましても憲法違反の問題は起こらないと存じます。以上の見解は……政府の統一解釈として申し上げる次第であります。

昭和49年5月16日 第72回国会衆議院地方行政委員会

●林忠雄政府委員（自治省行政局長）
 政府といたしましては、今回の改正によって特別区の性格が変わるといふ、従前憲法上の自治体でなかったものが憲法上の自治体になるとは考えておりません。……従来の性格の延長と考えつつ、……憲法上の性格そのものは変えないという考えの上に立つて対処した次第でございます。
 ●同政府委員
 （特別区は）今回相当独立性を強めたが、……大都市行政の一体性の上で非常に支障がでるということになれば逆の方向も考えなければいけない。そういう意味で、……これは一つの試みと考えざるを得ないので……

平成2年9月20日 都区制度改革に関する答申について

●鈴木俊一都知事コメント
 ……答申は、特別区の自主性・自律性を強化する方向での改革を提言しており、なかでも都と特別区が強く要望していた特別区の性格変更について「都の特別区の存する区域における基礎的な地方公共団体」として明らかにしている。また、住民に身近な事務の特別区への移譲や特別区に関する特例措置の見直しも大筋で都区合意に沿ったものであり、全体的にみて評価できるものである。……

平成10年4月7日 第142回国会衆議院地方行政委員会

●上杉自治大臣
 ……今回の改正で、特別区は、基礎的な地方公共団体として位置づけられ、市町村と同じような扱いを受ける、……都の内部団体としての性格が払拭をされたわけでございます。また、大都市の一体性、統一性の確保の要請に配慮しつつ、原則として市町村の処理する事務を受け持つ、…昭和22年の制度改正の意図は基本的に達成をされたものと認識をいたしておりますのでございます。

23区域の変遷

東京の「区」は最初から法人格の自治の単位

明治11年 (1878年)	「郡区町村編制法」制定 ⇒ 東京府区域に15区6郡(ほぼ現在の特別区の区域)
明治21年 (1888年)	「市制町村制」制定 ⇒ 15区の区域をもって「東京市」を設置 ⇒ 6郡の389町村を85町村に合併(明治の大合併)
明治26年 (1893年)	神奈川県から西・南・北多摩の3郡を東京府に編入
大正11年 (1922年)	東京都市計画区域(内閣総理大臣認可)公告 (= 現在の特別区の区域)
昭和7年 (1932年)	隣接の5郡82町村を東京市に編入し、20区を新設 ⇒ ほぼ旧東京府の区域に35区の「大東京市」が発足
昭和18年 (1943年)	「東京都制」施行(←東京府と東京市を廃止) ⇒ 35区 & 都内市町村は東京都の内部的下級組織
昭和22年 (1947年)	人口10万~30万人を基準に35区を22区に再編(8月から23区) 「地方自治法」制定 ⇒ 都の区は「特別区」となる

都区制度改革の変遷

大都市の一体性を確保しつつ
身近な自治を強化

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒ 実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正 (同年施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒ 都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40施行)	特別区の権限を拡大 ⇒ 福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒ 区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引続き都が「基礎」
平10改正 (平12施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒ 都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

特別区が求めた制度構想

◇「二十三首都市」の方式（S25. 12）

- 二十三特別区の名称を「首都市（仮称）」と改める。
- 二十三首都市の行財政については、一般市と同様にその自主自律性を確立する。
- 二十三首都市の区域は都の区域外とする。
- 二十三首都市は、その連合体（事務組合）を組織し、以下の事務を執行する。
 - ①二十三首都市の区域における警察、消防、交通、水道その他大都市的事務
 - ②二十三首都市の連絡調整に関する事務
 - ③二十三首都市の区域における府県的事務

◇首都行政制度の構想（S36. 5）

- 機能を異にする二種の地方公共団体を置く。
 - ①特別区は、名称を特別市と改め、その性格を基礎的地方公共団体とし、権能は大都市の一体性保持に必要な事務を除く一般市の事務とする。
 - ②都は、包括的地方公共団体とし、特別市を包括し、概ね府県と同様の性格を与え、府県本来の事務のほか、「大都市としての特殊性により特別市の処理できない事務または処理することが適当でない事務」及び連絡調整の事務を併せ行う。
- 都と特別市及び特別市相互間の調整と協力が必要である。